

使ってみよう ～督促手続オンラインシステム～



【隼太郎 さんの場合】

事務用品を販売する会社に勤めています。

1年前に友達の一郎くんに30万円を貸したのですが、何度催促しても返してくれません。会社の同僚から

「裁判所に**支払督促**という手続があるよ。最近は、**督促手続オンラインシステム**とかいってインターネットでも申立てができるらしいね。」と聞いたのですが……。

● 支払督促とは

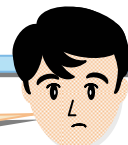
- 貸金、売買代金等を相手方（債務者）が支払わない場合に、相手方（債務者）の住所地の**簡易裁判所**に**支払督促の申立て**を行うと、裁判所書記官が審査して、**支払督促**を発付します。
- 書類審査のみなので、訴訟のように、審理のために裁判所に来る必要はありません。
- 相手方（債務者）から**異議申立て**があると、訴訟手続に移行します。異議申立てがなければ、申立人（債権者）は**仮執行宣言の申立て**ができます。
- 申立人（債権者）は、**仮執行宣言**が付された**支払督促**に基づいて、**強制執行の手続**を申し立てることができます。

● 督促手続オンラインシステムとは

平成18年9月1日、インターネットにより支払督促の申立てを受け付ける、**督促手続オンラインシステム**が、東京簡易裁判所において運用を開始しました。

- **支払督促**のうち次の事件を処理対象としています。
 - ◆一部の簡易裁判所で取り扱う事件
 - ◆多く利用されている定型的な申立類型
- ご利用の前に、申立て予定の事案が、このシステムの処理対象となっていることを、ホームページ等で確認してください。
- このシステムを利用できない場合は、支払督促申立書を相手方の住所地の簡易裁判所に提出して、申立てを行います。

支払督促、僕にできるかな……。まずは、インターネットで調べてみよう。



http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html

督促手続オンラインシステム

▶登録債権者ログイン

▶委任状作成

▶フィンガープリント

▶利用上の留意事項

HOME

▶初めての方へ

▶サイトマップ

▶Q&A

▶裁判所ウェブサイトへ

●お知らせ

▶2007/2/1

【管轄拡大のお知らせ】相手方（債務者）の住所が、大阪府内（大阪地方裁判所の管轄内）にある場合にも本システムを利用できるようになりました。

●本システムを利用した場合の管轄

相手方（債務者）の住所が

- ・東京都内（東京地方裁判所の管轄内）
- ・大阪府内（大阪地方裁判所の管轄内）

4. 本システムでサポートする申立類型

本システムは、以下の申立類型について利用することができます。

(1) 貸金	(4) 売買代金
●貸金	●売買代金
●利息制限法引き直し	●売掛金
●貸金型クレジット	●商品割賦販売
	●総合割賦販売
(2) 立替金	(5) 通信料
●商品割賦購入あっせん	●回線単位
●総合割賦購入あっせん	●契約者単位
●リボルビング方式割賦購入あっせん	
(3) 求償金	(6) リース料
●商品ローン提携販売	(7) 複合型
●総合ローン提携販売	
●委託保証ローン提携販売	
●リボルビング方式提携販売	
●保証委託クレジット	
●連帯保証	

利用できる申立類型

督促手続オンラインシステム

▶Q&A(よくある質問と回答)

よくある質問と回答例です。

■1. ご利用方法について

■2. 申立てについて

▶利用方法について

■1-1. ユーザ登録について

Q. 誰でも利用することができるのですか。

A. 誰でも利用することができます。ただし、登録の前に次の点にご注意ください。

○事前準備について

利用するには事前準備が必要となります。事前準備については、「初めての方へ」をご覧ください。

※本システムを利用するために必要な環境設定の手順の詳細については、「環境設定手順書」をご覧ください。

▶督促手続オンラインシステム環境設定手順書

○支払督促の簡易裁判所について

支払督促は、相手方（債務者）の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てて手続を行います。例外的に相手方（債務者）の事務所等の所在地を管轄する簡易裁判所に申立てができる場合もあります（民事訴訟法383条の2第2項）。

本システムは、支払督促のうち、一部の簡易裁判所で取り扱う事件を処理対象としています。したがって、本システムを利用した申立てを行う場合には、相手方（債務者）の住所地等を管轄する簡易裁判所が、本システムの処理対象となっているかご確認ください。本システムの処理対象については、このサイトのトップページに記載していますので、ご確認ください。

▶上に戻る

一郎くんの住所は東京都内、**貸金**の請求だ。これならインターネットを利用した申立てができそうだな。どうやって使うんだろう。

利用前の準備

本システムを利用するには
各ボタンをクリックすると詳細説明が表示されます。

必要な動作環境の整備
インターネットが利用できる環境に接続されているパソコン/Windows環境など

必要な動作環境

電子証明書の取得
本システムは電子証明によって申請を行うため電子証明書が事前に取得していることが必要です。
取得方法は、個人の場合と法人の場合とで異なります。

個人の場合 法人の場合

債権者情報の登録
住所、氏名などを登録していただきます。
登録方法は、個人の場合と法人の場合とで異なります。

個人の場合 法人の場合

- **ご利用前の準備**
 - 動作環境の整備
 - **電子証明書**の取得
 - 債権者情報の登録
- などの事前準備が必要です。
準備の方法や手順についても、
ホームページをご覧ください。

債権者登録

個人の場合の登録を入力してください。

住所 氏名 性別 生年月日 電話番号 電子証明書番号 電子証明書発行機関 電子証明書有効期限 電子証明書有効期限の末日 電子証明書有効期限の初日 電子証明書有効期限の末日 電子証明書有効期限の初日

住所 氏名 性別 生年月日 電話番号 電子証明書番号 電子証明書発行機関 電子証明書有効期限 電子証明書有効期限の末日 電子証明書有効期限の初日 電子証明書有効期限の末日 電子証明書有効期限の初日

住所 氏名 性別 生年月日 電話番号 電子証明書番号 電子証明書発行機関 電子証明書有効期限 電子証明書有効期限の末日 電子証明書有効期限の初日 電子証明書有効期限の末日 電子証明書有効期限の初日

僕は「個人」だから、**公的個人認証サービス**に基づく**電子証明書**が使えるね。住民票の写しの交付申請にも使ったな。



債権者登録が終わったところで、**ユーザIDとパスワード**をもらえたから、ログインして申立書を作ってみよう。

画面上の説明を見ながら簡単に入力できるね。

申立書作成

本システムで申立書を作成する際には、以下の項目を入力する必要があります。

1. 債権の種類 (貸付金、借入金、保証金、預金、有価証券、不動産、その他)

2. 債権の金額 (円単位で入力してください)

3. 債権の発生年月日 (年、月、日を入力してください)

4. 債権の返済期日 (年、月、日を入力してください)

5. 債権の返済方法 (一括返済、分割返済、その他)

6. 債権の返済利率 (年率で入力してください)

7. 債権の返済元金 (円単位で入力してください)

8. 債権の返済利息 (円単位で入力してください)

9. 債権の返済手数料 (円単位で入力してください)

10. 債権の返済手数料 (円単位で入力してください)

申立書プレビュー

本システムで申立書を作成する際には、以下の項目を確認する必要があります。

1. 債権の種類 (貸付金、借入金、保証金、預金、有価証券、不動産、その他)

2. 債権の金額 (円単位で入力してください)

3. 債権の発生年月日 (年、月、日を入力してください)

4. 債権の返済期日 (年、月、日を入力してください)

5. 債権の返済方法 (一括返済、分割返済、その他)

6. 債権の返済利率 (年率で入力してください)

7. 債権の返済元金 (円単位で入力してください)

8. 債権の返済利息 (円単位で入力してください)

9. 債権の返済手数料 (円単位で入力してください)

10. 債権の返済手数料 (円単位で入力してください)

申立て

本システムで申立書を作成する際には、以下の項目を確認する必要があります。

1. 債権の種類 (貸付金、借入金、保証金、預金、有価証券、不動産、その他)

2. 債権の金額 (円単位で入力してください)

3. 債権の発生年月日 (年、月、日を入力してください)

4. 債権の返済期日 (年、月、日を入力してください)

5. 債権の返済方法 (一括返済、分割返済、その他)

6. 債権の返済利率 (年率で入力してください)

7. 債権の返済元金 (円単位で入力してください)

8. 債権の返済利息 (円単位で入力してください)

9. 債権の返済手数料 (円単位で入力してください)

10. 債権の返済手数料 (円単位で入力してください)

- **申立てに必要な費用の電子納付**
このシステムを利用した場合は、次の費用を、インターネットバンキングかATMで、電子納付する必要があります。
- **申立手数料**
請求する金額に応じて決まります。
- **保管金**
書類を郵送するための費用です。

次のページへ

督促手続オンラインシステム **進行状況照会**

● 進行状況照会画面について

債権者が申立てた事件の進行状況を、ウェブ上で進行状況照会画面からご覧になれます。

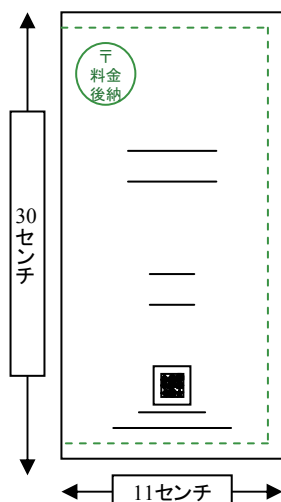
また、支払督促に対する異議がなく、**仮執行宣言の申立て**が可能な状況になると「仮執行宣言申立て」メニューのなかに、事件が表示されるので、選択して、簡単に申立てを行うことができます。

事件番号	債権者名	支払日	請求の金額	支払督促の発行状況	異議の有無	仮執行宣言の申立て状況
平成18年(ロ)911353号	株式会社 〇〇〇	平成18年12月8日	300,000円	発行済み	なし	可能

支払督促が発付されて、一郎くんにも**支払督促正本**（支払督促の内容を記載した書類）が郵送されたね。申立てた事件の状況がわかるから便利だね。

一郎くんから異議申立てはなかったようだ。次は**仮執行宣言の申立て**だ。

仮執行宣言付支払督促正本の受領



仮執行宣言が発付されて、僕にも**仮執行宣言付支払督促正本**が届いたよ。
強制執行の手続きをするときにこの正本が必要になるそうだから、大切に保管しよう。

仮執行宣言申立書の作成

事件番号: 平成18年(ロ)911353号
債権者名: 〇〇株式会社
債務者名: 〇〇株式会社
支払督促の発行日: 平成18年12月8日
請求の金額: 300,000円
支払督促の発行金額: 1,200円

☐ 一部執行の申立て（一部入金により執行する場合は、チェックしてください。）
金に決まりの額: 〇〇円（半角以下は四捨五入します。）

仮執行宣言の申立ての理由: 〇〇円（半角以下は四捨五入します。）
〇〇円（半角以下は四捨五入します。）

上記の金額に対する利息: 〇〇円（半角以下は四捨五入します。）
年5%の割合による遅延損害金

申立手数料: 〇〇円（半角以下は四捨五入します。）
追加手数料: 〇〇円（半角以下は四捨五入します。）
司法書料: 〇〇円（半角以下は四捨五入します。）

※ 仮執行宣言の申立ては、債権者名と債務者名が一致している場合にのみ可能です。

【 隼 太郎 さんのその後】

しばらくして、一郎くんがお金を返してくれたので、ホッとしました。そういえば、うちの会社は、商品の売買代金を払ってもらえない時に、支払督促をよく利用しているそうです。インターネットによる申立ては、まだ利用していないらしいので、今度、督促手続オンラインシステムを使ってみよう勧めてみます。

● 法人の債権者の場合

継続的に、多数の支払督促の申立てを行う法人の債権者のために、**複数申立てインタフェース**があります。債権者の社内のシステムで使用しているデータを元に、督促手続オンラインシステムの所定の仕様に従ってCSV形式のファイルを作成した上で送信して、申立てを行います。
1度に最大300件までの申立てが可能です。

● セキュリティについて

このシステムでは、
○電子証明書を利用した電子署名
○SSL通信による通信経路の暗号化
など、プライバシーやセキュリティ面での対策を十分に講じています。

まずは、「督促手続オンラインシステム ホームページ」をご覧ください。
<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>

